# 富山県再生可能エネルギービジョンの改定について

### 1 趣旨

県では、平成 26 年4月に策定した「富山県再生可能エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいる。

今年度、同ビジョンの計画期間の最終年度を迎えるほか、国では、去る4月に2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減とする目標を設定し、現在、この目標に沿ってエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定作業が行われている。

こうした状況を踏まえ、本県における再生可能エネルギーや未利用エネルギー等 (以下「再生可能エネルギー等」)の導入目標や導入促進のための取組みを改めて 検討するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー 等の一層の導入促進を図るため、同ビジョンを改定する。

# 2 主な経緯

- ・H15.3 「富山県における新エネルギー導入について」を策定(計画期間: H22 年度まで) (技術開発状況や本県の特徴を踏まえ、本県における新エネルギーの導入の方向を整理)
- ・H23.1 富山県新エネルギービジョン策定検討委員会を設置し、富山県新エネルギービジョンの策定について検討
  - ※H23 年度中に計画を策定する予定であったが、東日本大震災を踏まえた国のエネルギー政策の見直し等を踏まえ、検討時期を延期。
- ・H24.10 富山県再生可能エネルギー戦略会議を設置し、富山県再生可能エネルギー ビジョンの策定について検討(~H26.2)
- ・H26.4 第4次エネルギー基本計画が閣議決定

# 「富山県再生可能エネルギービジョン」を策定 (計画期間: H33 年度 (R3 年度) まで)

- H27.7 国が長期エネルギー需給見通し (2030 年度のエネルギー需給構造の見通し) を策定
- R2. 3 関係団体と共同で、とやまゼロカーボン推進宣言 (2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す)
- ・R2.10 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、第6次エネルギー基本計画の策定について検討(〜検討中) 国が2050年カーボンニュートラルを宣言
- ・R3. 4 国が温室効果ガス削減目標を 2030 年度に 2013 年度比で 46%と発表

## 3 ビジョンの位置付け

本県の政策の柱となる「八つの重点政策・八十八の具体策」において、「脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの利活用の推進」が具体策の一つとして位置付けられている。

本ビジョンは、この政策の具体的な取組みの指針等を示すとともに、その目指すべき姿や目標を定めるものである。

なお、これらの取組みを推進するため、本年4月の組織改編で、県の重要課題に 部局横断的に取り組む知事政策局に、カーボンニュートラル推進課を新たに設置し ており、本ビジョンは同課が中心となって、部局横断的なものとして取りまとめる。

## 4 改定のポイント(案)

#### (1)計画期間

・ 令和 4 年度 (2022 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) まで (概ね 10 年間)

## (2)2030年度の再生可能エネルギー等の導入目標設定

- ・2050年の富山県が目指すべき将来像に向かうための、2030年度の基本目標、数値目標を設定する。
- ・基本目標には、複数の観点からの柱を設定。数値目標には、再生可能エネルギーの種別毎の導入量等を設定する。

# (3) 重点プロジェクトの設定

- ・2030 年度の数値目標に到達するため、各種の施策を体系的に整理し、その中から先導的な取組みを重点プロジェクトとして位置付ける。
- ・重点プロジェクトの設定にあたっては、再生可能エネルギー等の効果的な導入 促進のため、地域内での資源や資金の循環に繋がる民間主導の取組みや、市町村 との連携による取組みなど、様々な主体による実施や連携を検討する。

## (4) 民間・市町村との連携

- ・ビジョンに基づく各種施策の実施が、本県の成長にも繋がるよう、民間の意欲 的な取組みへの支援など、民間との連携・産業育成の視点を盛り込む。
- ・2030 年度の数値目標の達成には、市町村との連携・協力が必要不可欠となる。 このため、ビジョン改定にあたっては、市町村との情報共有を密にするととも に、ビジョンにおいても市町村の役割等を位置付ける。

## 5 スケジュール(想定)

令和3年9月13日	第1回検討会議	構成案の提示
年内	第2回検討会議	
令和4年2月	第3回検討会議	
3月	ビジョン改定	

※パブリックコメント実施

#### 6 その他

富山県再生可能エネルギービジョン改定検討会議の開催主体は富山県とし、企画・運営等については、知事政策局成長戦略室及び大日本コンサルタント㈱を事務局とする。